

# 佐世保工業高等専門学校人材開発センター規則

(令和8年3月27日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校人材開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）のプロフェッショナル・ディベロップメント（以下「PD」という。）活動、学生募集、学生支援を総括的に取り扱い、関係教職員間で情報を共有し緊密な連携を図ることで、より充実した人材開発を推進することを目的とする。

## (業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 PD推進に関すること。
- 二 学生募集に関すること。
- 三 学生支援に関すること。
- 四 その他人材開発に関し必要なこと。

## (組織)

第4条 センターに人材開発センター長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センターに、次の各号に掲げる室を置く。

- 一 PD推進室
- 二 学生募集室
- 三 学生支援室

3 前項に定める室に関し必要な事項は、別に定める。

## (センター長)

第5条 センター長は、教務主事をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

## (人材開発センター会議)

第6条 センターにセンター業務の円滑な運営を図るため、人材開発センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 PD推進室長
- 三 学生募集室長
- 四 学生支援室長
- 五 総務課長
- 六 学生課長

3 センター会議は、必要に応じてセンター長が招集し、その議長となる。

4 センター長が必要と認めるときは、第2項に定める者以外を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第7条 センター会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第3条各号に定める業務に関すること。但し第3条第3号のうち、バリアフリーに関することは、バリアフリー支援運営委員会で審議し、審議内容をセンター長へ報告するものとする。
- 二 各室の連絡調整に関すること。
- 三 その他、センターの管理運営に関すること。

(代理出席)

第8条 議長は、第6条第2項に規定する委員がやむを得ない理由でセンター会議に出席することができないときは、代理出席を認めることができる。

(議決)

第9条 センター会議は、第6条第2項に規定する委員（代理出席者を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 センター会議は、出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第10条 センターの業務を通じて知り得た秘密は、本人や関係者の同意なく他に漏らしはならない。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。